

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学課題創出連携研究事業に関する規程

平成24年9月25日
規程第 3 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学研究推進機構産官学連携推進部門（以下「部門」という。）における課題創出連携研究事業の実施に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 課題創出連携研究事業は、社会的な課題の発掘段階から国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）と民間企業等外部の機関（以下「民間機関等」という。）が連携し、課題解決に向け継続的かつ横断的な研究活動を展開することにより、本学の教育研究の更なる高度化及び社会貢献を図ることを目的とする。

(課題創出連携研究室の設置等)

- 第3条 課題創出連携研究事業を行うため、民間機関等と連携し、部門のビジネス・イノベーション部に、課題創出連携研究室を設置する。
- 2 課題創出連携研究室の名称について、民間機関等から申出のあったときは、民間機関等が明らかとなる名称を付することができる。
 - 3 課題創出連携研究室は、民間機関等から受け入れた研究経費を活用して運営を行う。

(設置期間)

第4条 課題創出連携研究室の設置期間は、原則として3年以上5年以下の範囲で決定し、更新することを妨げない。

(課題創出連携研究室の構成等)

- 第5条 課題創出連携研究室は、本学の教員等及び民間機関等の研究者で構成する。
- 2 本学の研究科等の教員は、部門の兼務教員として課題創出連携研究室に配置される。
 - 3 民間機関等の研究者は、課題創出連携研究員として課題創出連携研究室に配置される。
 - 4 課題創出連携研究員は、民間機関等において、現に研究業務に従事しており、課題創出連携研究事業のために在職のまま本学に派遣される者とする。
 - 5 課題創出連携研究員は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学客員教授等選考規程（平成16年規程第51号）により、客員教授、客員准教授又

は客員助教を称することができる。

(課題創出連携研究室の責任者)

第6条 課題創出連携研究室に2名の研究室責任者を置く。

2 研究室責任者は、本学の教員及び民間機関等の研究者の各1名とする。

3 研究室責任者は、相互に協力し、当該課題創出連携研究室の業務を掌理する。

(申請)

第7条 産官学連携推進部門長は、民間機関等から、課題創出連携研究事業提案書(様式第1号)により共同提案があり、当該事業が第2条の目的に沿うものであり、かつ、部門の運営上支障がないと認めた場合には、これを学長に申請する。

(決定)

第8条 学長は、前条の申請があった場合は、役員会の議決を得て、共同提案の受入れを決定し、当該民間機関等にその可否の決定を通知する。

(契約の締結)

第9条 学長は、共同提案の受入れを決定したときは、別に定める契約書により民間機関等を相手方として契約し、課題創出連携研究事業の実施のための手続を行う。

(変更を加える場合の手続)

第10条 前条の契約内容に重大な変更を加える場合の手続は、第7条の申請の例による。

(終了時)

第11条 研究室責任者は、課題創出連携研究室の存続期間が終了したときは、その研究成果の概要のとりまとめを行う。

(課題創出連携研究事業の取扱い)

第12条 この規程に定めるもののほか、課題創出連携研究事業の取扱いについては、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学と民間機関等との共同研究取扱規程(平成16年規程第29号)を準用する。この場合において、同規程中「共同研究員」とあるのは、「課題創出連携研究員」とし、課題創出連携研究員に係る研究料は免除するものとする。

(細則等への委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、課題創出連携研究事業に関し必要な

事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

（元号） 年 月 日

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学長 殿

住 所 _____
名 称 _____
役職・代表者名 _____ 印

大学側責任者名 _____ 印

課題創出連携研究事業提案書

このことについて、下記により課題創出連携研究事業を提案します。

記

- 1 課題創出連携研究事業の目的
- 2 課題創出連携研究室の名称
- 3 課題創出連携研究室の設置期間
- 4 課題創出連携研究室責任者（所属・職・氏名）
- 5 課題創出連携研究事業研究経費
初年度 万円
期間総額 万円
- 6 その他